

裁判所									
年号	出生地	現住所	本籍	氏名	旧氏名	年月日	出生の年月日	昭和三十七年七月二十二日	ほつたまさ哉
月	日	事	項	名	序	名	姓	名	姓
平成元年六月一日	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	京都大学法学部卒業	司法修習生を任命する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	外務事務官（東京地方検察庁検事）に任命する
四月一日	司法修習生の修習終了	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	司法修習生を任命する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	外務事務官（国際連合国連政策課）に併任する
五月一日	司法修習生を任命する	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	司法修習生を任命する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	外務省
四月一日	司法修習生を任命する	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	司法修習生を任命する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	外務省
一月一日	司法修習生を任命する	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	司法修習生を任命する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる	外務省



裁 判 所		年 号	月	日	項	序	堀 田 真 哉	名
平成	八	平成	八	五	二六	判事補の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所
九		九	四	一	一	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる		
一二		一二	四	一	一	最高裁判所事務総局人事局付を免ずる		
一四	四	一四	五	二六	判事兼簡易裁判所判事補に補する	京都地方裁判所判事に補する	京都簡易裁判所判事に補する	
				二六	判事兼簡易裁判所判事に任命する	京都地方裁判所判事に補する	京都地方裁判所判事に補する	
				二六	兼ねて京都家庭裁判所判事に補する	内閣	内閣	
				一	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	
				一	最高裁判所事務総局人事局任用課長を命ずる			
				一	兼ねて最高裁判所事務総局人事局調査課長を命ずる			
				一	東京簡易裁判所判事に補する			

4丁		裁判所					年号	月	日	事	項	府名
平成一八	五	一九	四	一	最高裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる簡易裁判所判事につき任期終了							
〃	〃	〃	四	一	最高裁判所事務総局人事局任用課長を免ずる	最高裁判所事務総局人事局調査課長の兼務を免ずる	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	堀田眞哉
〃	〃	二二	一	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	堀田眞哉
〃	〃	二三	千葉地方裁判所判事に補する	千葉地方法院	千葉地方法院	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	堀田眞哉
〃	〃	二五	兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する	千葉家庭裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	堀田眞哉
〃	二六	任期終了	千葉簡易裁判所判事に補する	千葉簡易裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	堀田眞哉
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事に任命する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	千葉地方裁判所判事に補する	千葉地方裁判所判事に補する	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	堀田眞哉

5丁		裁 判 所		年 号	月 日	項	庭	堺 田 真 哉
リ	三	平成二四	四	一	東京地方裁判所判事に補する			最高裁判所
リ	五	リ	二六	一一	東京簡易裁判所判事に補する			
リ	二五	リ	九	一一	部の事務を総括する者の指名を解く			
リ		リ	二八	一一	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる			
リ		リ	二六	一一	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる			
リ		リ	二八	一一	最高裁判所事務総局人事局長を免ずる			
リ		リ	七	一一	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる			
リ		リ	二八	一一	千葉地方裁判所判事に補する			
リ		リ	二五	一一	千葉簡易裁判所判事に補する			
リ		リ			裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事			

6丁		裁判所		年号	月日	事項	庁名
令和	三	五	二六	判事兼簡易裁判所判事に任命する			
"	"	"	"	千葉地方裁判所判事に補する		内閣	
"	"	"	"	千葉地方裁判所長を命ずる			
"	"	"	"	千葉簡易裁判所判事に補する			
"	"	"	"	最高裁判所事務総長に任命する	最高裁判所		
"	"	"	"	最高裁判所事務総長に任命する	最高裁判所		
"	"	"	"	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する			
"	"	"	"	検察会特別任用分科会に所属させる	法務省		

堀田眞哉